

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 3 月 7 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 4 月 ~ 令和 12 年 3 月
<u>申請者（代表者）</u> 株式会社つじ農園 代表取締役 辻 武史	<u>都道府県</u> 三重県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 責任者：辻 武史 生産部門担当者：辻 武史 ほか 7 名 <input type="checkbox"/> スマート農業技術活用サービス事業者（ ） <input type="checkbox"/> 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 従業員の目視による生育状況の判断やそれに基づく必要作業の判断は経験による差があり、適期作業ができていない場合があり、生育ムラにより収量にバラつきが生じている。	
<u>対象品目</u>	水稻、小麦
<u>活用するスマート農業技術</u>	ドローンセンシングによる生育診断
<u>導入する新たな生産の方式</u>	
<input type="checkbox"/> イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
<input type="checkbox"/> ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
<input checked="" type="checkbox"/> ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
<input type="checkbox"/> ニ	その他
(内容) ドローンセンシングによる生育診断データを産地内で共有し、データに基づいた追肥及び防除作業を実施	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> センシングによる生育診断のデータを産地内農業者 2 者と共有・比較・分析し、追肥及び防除を実施（散布用ドローンを活用）するほ場の選定を行う。これにより、作業の省力化、資材費の軽減、収量の向上を図り、労働生産性を改善する。	

【活用予定の特例措置】

- 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）

生産方式革新実施計画の概要

【株式会社つじ農園】

2025年3月7日認定

ドローンセンシングによる生育診断と、データを他の生産者と共有
分析データを基に各ほ場ごとの適正な肥培管理を行うことで収益性アップ

申請者：

株式会社つじ農園（三重県津市）
代表取締役 辻 武史

対象品目：

水稲・小麦

スマート農業技術：

ドローンセンシング

新たな生産方式：

ドローンセンシングのデータを産地内の生産者と共有・比較・分析し、品質・収量の最適化に向けた肥培管理を実施

株式会社つじ農園

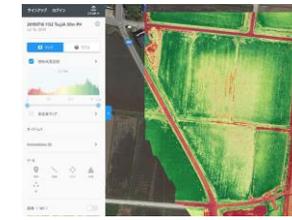
品質・収量の向上

ドローンセンシング

センシングにより水稲及び小麦の生育状況を把握



ドローンによるセンシング



センシングデータ



データ共有・分析



オペレーター等によるドローン散布

散布用ドローンで追肥及び防除を実施するほ場を選定
(追肥・防除の適期作業)

労働生産性の向上

産地内の 他の生産者

